得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（以下この号において「逓減させた単価」という。）を控除した額に〇・三を乗じて得た額に逓減させた単価を加えた額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、一部事務組合又は広域連合が経営する診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した診療所数（一部事務組合が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

二　前年度の休日及び夜間における診療時間の合計時間が四、六二二時間以上であること。

三　都道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められたものであること。

五十一　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの稼働病床の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

五十一　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。

得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

（以下この号において「逓減させた単価」という。）を控除した額に〇・六を乗じて得た額に逓減させた単価を加えた額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、一部事務組合又は広域連合が経営する診療所（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した診療所数（一部事務組合が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

二　前年度の休日及び夜間における診療時間の合計時間が四、六三二時間以上であること。

三　都道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められたものであること。

五十一　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの稼働病床の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

五十二　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。